

### 第3回 都市自治制度研究会 議事概要

日 時：平成27年2月20日（金） 10:00～12:00

開催場所：日本都市センター会館7階 704会議室

出席者：横道清孝 座長（政策研究大学院大学）、大杉覚 座長代理（首都大学東京）、飯島淳子 委員（東北大学）、金井利之 委員（東京大学）、斎藤誠 委員（東京大学）、内海巖 委員（上越市）、金子義幸 委員（上田市）、大谷基道 専門委員（名古屋商科大学）、塚田弘幸 上越市自治・地域振興課長、石川理事・研究室長、鈴木室長補佐、新田主任研究員、加藤研究員、三浦研究員（日本都市センター）

議事要旨：上越市における都市内分権の取組みについてご報告いただいた。

今後の調査研究の進め方について意見を交わした。

#### 1 新潟県上越市の取組みについて

- ・ 上越市の地域自治区の特徴として、①市の全域に地域自治区を設置していること、②地域協議会において活発な活動が展開されていること、③地域協議会委員を「公募公選制」で選任していること、④旧町村地域の13区において、それぞれ地域自治区全域を活動範囲とする住民組織が存在していること、⑤地域協議会の活動を活性化するため、「地域活動支援事業」を実施していること、が挙げられる。
- ・ 2005年1月1日に14市町村が合併した際に、13の旧町村区域に合併特例の地域自治区を設置した。その後、2008年4月に13の地域自治区が一般制度に移行するとともに、自治基本条例が制定され、都市内分権を進めるために市の全域に地域自治区を導入することとなった。翌年10月には、旧上越市の区域に15の地域自治区が設置され、市全体で28の地域自治区が設置されるに至った。
- ・ 旧町村の13区では町村がなくなることによる地域住民の不安を解消するために、旧上越市の15区では住民自治の充実するために地域自治区を設置しており、設置の背景が異なっている。また、区域の考え方も、13区では旧町村の区域を地域自治区の区域としており、15区では、基本的には昭和の大合併前の区域を基にしている。
- ・ また、地域自治区事務所について見ると、旧町村の13区では、1つの区に1つの事務所が置かれ、総合支所機能と地域協議会の事務局機能を担っている。一方で、旧上越市の15区では、複数の地域自治区を管轄する「まちづくりセンター」が3か所設置されており、地域協議会の事務局機能を担っている。
- ・ 地域協議会の権限は、市長からの諮問事項（任意的諮問事項と必要的諮問事項がある）や、地域協議会が必要と認める事項（自主的審議事項）について審議し、意見を述べることである。地域協議会は、諮問事項について、答申を提出するとともに、必要に応じて附帯意見をつけることができる。また、自主的審議事項については、市長に意見書を提出することができる。上越市では、他の自治体と比べて諮問・答申数や自主的な審議の件数が多く、地域協議会の活動が非常に活発であると評価されている。
- ・ 地域協議会委員は、「公募公選制」によって選任される。公募公選制は、まず各地域自治区の住民から公募し、定数を超過した場合に選任投票を行い、その結果を尊重して委員を選任するものである。定数に満たない場合は、まずは応募者の中から専任し、不足する場合は委員資格者から選任する。この制度は、地域協議会の意見を地域の意見ととらえるため、一定の代表制を担保する仕組みとして導入された。
- ・ 旧町村の13区では、総合事務所を設置し、所長の下に、総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ、教育・文化グループを設置している。加えて、13区のうち3区では、産業グルー

プと建設グループを設置している。総合事務所には予算要求権がなく、本庁の所管課が予算要求を行うが、予算の議決後は所管課から総合事務所に予算が配当され、総合事務所が執行を行う。なお、旧上越市の15区のまちづくりセンターは、自治・地域振興課の内部組織という位置づけである。

- ・ 2013・2014年度設置した地域協議会検証会議の最終報告書を受けて、①諮問基準の再整備、②委員資格要件の整理、③人口減少を踏まえた委員定数基準の見直し等を行う予定である。
- ・ ①諮問基準の再整備については、これまで非常に多くの諮問を行っていることが高く評価されている反面、定例的な諮問が多くなっており、また諮問の数が多いことが地域協議会の自主的な審議の時間確保の妨げになっていた。そのため、「区域内の住民の生活に及ぼす影響」という観点から、真に必要な諮問項目を整理することを検討している。
- ・ ②委員資格要件の整理については、現在公職選挙法を準用しているが、市の非常勤一般職（いわゆるパート職員）が立候補した場合に失職してしまうため、業務に支障のない範囲で非常勤職員も立候補できるように改善することを検討している。
- ・ 旧町村の13区では、地域の祭り等を伝承するとともに、住民の自治による活動を進めるために、旧町村が設立時の費用を補助するかたちで住民組織が立ち上げられた。
- ・ また、上越市では、「地域活動支援事業」を実施している。この事業は、1億8000万円の地域活動資金を28の地域自治区に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進するものである。地域の各種団体が提案した事業について、地域協議会が審査し、採択された事業に対して市が補助金を交付するという仕組みをとっている。2013年度では、388件の提案があり、そのうち351件が採択された。

## 2 アンケート調査項目について

- ・ 町内会の連合組織そのものが、地域における協議会のような役割を果たしている場合もあり、協議会型住民自治組織の定義から町内会・自治会を外すと回答に困る自治体も出てくるのではないかと。
- ・ 協議会型住民自治組織を機能的に定義した上で、その機能を担っている具体的な組織が町内会・自治会なのか、別の組織なのかを2段階で質問すれば、誤解を生まないのではないかと。
- ・ 「特定目的の機関ではない」という「地域機関」の定義がわかりづらいため、整理が必要。
- ・ 協議会型住民自治組織の法人格、設置形態のあり方についても、調査項目に加えてはどうか。

## 3 その他

- ・ 次回研究会では、上田市の取組みについて報告をいただくとともに、アンケート調査票について議論を行う。

(文責：日本都市センター)